

議案第9号

大口町国民健康保険条例の一部改正について

大口町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、葬祭費の規定内容を愛知県の基準に改めることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険条例（昭和34年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大口町国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた葬祭費について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭費については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(葬祭費)</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として5万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、<u>同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</u></p> | <p>(葬祭費)</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として5万円を支給する。</p> |

改正要旨

1 改正の概要

国民健康保険制度は、平成30年度から、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を果たし、制度の安定化を図ることとされました。

愛知県では、「愛知県国民健康保険運営方針」を策定し、愛知県と市町村が一体となって国民健康保険を運営しているところですが、その中で、各市町村における葬祭費の事務取扱いの標準化のため、愛知県により規定内容の統一が進められています。

大口町では、「葬祭費」は、被保険者が亡くなったときに際して、県内の市町村と同様に5万円を支給していますが、現行の規定内容を、愛知県の基準として統一されるものに改める必要があるため、本条例の一部を改正するものです。

2 「葬祭費」の規定内容の統一

| 【給付基準】 | 【条例改正】 |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| ①被保険者が死亡したときは、葬祭費として5万円を支給する。 | 改正不要（県内の市町村と同一の規定）。 |
| ②被用者保険等との給付調整（他法優先支給の取扱い）を行う。 | → 被用者保険等との給付調整（他法優先支給の取扱い）の規定を追加。 |

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

また、この条例による改正後の大口町国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後から適用し、同日前の葬祭費の支給については、なお従前の例によります。